

(案)

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」新旧対照表

改正後（令和4年1月1日）	改正前（令和3年9月1日）
<p data-bbox="349 440 855 464">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p data-bbox="98 523 226 547">一～二（略）</p> <p data-bbox="98 606 315 630">三 監督処分の基準</p> <p data-bbox="98 647 277 671">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="98 689 215 713">(1)（略）</p> <p data-bbox="98 730 566 754">(2) (1) 以外の不正行為等があった場合</p> <p data-bbox="147 772 1106 999">① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p data-bbox="170 1016 1093 1082">指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p data-bbox="98 1099 215 1123">(3)（略）</p> <p data-bbox="98 1182 266 1206">2 具体的基準</p> <p data-bbox="98 1224 311 1248">(1)～(2)（略）</p> <p data-bbox="98 1265 506 1289">(3) 請負契約に関する不誠実な行為</p> <p data-bbox="147 1307 1106 1372">建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性</p>	<p data-bbox="1379 440 1886 464">建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準</p> <p data-bbox="1131 523 1258 547">一～二（略）</p> <p data-bbox="1131 606 1348 630">三 監督処分の基準</p> <p data-bbox="1131 647 1310 671">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="1131 689 1247 713">(1)（略）</p> <p data-bbox="1131 730 1599 754">(2) (1) 以外の不正行為等があった場合</p> <p data-bbox="1180 772 2139 999">① 建設業法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条_____の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p data-bbox="1202 1016 2125 1082">指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p data-bbox="1131 1099 1247 1123">(3)（略）</p> <p data-bbox="1131 1182 1299 1206">2 具体的基準</p> <p data-bbox="1131 1224 1344 1248">(1)～(2)（略）</p> <p data-bbox="1131 1265 1538 1289">(3) 請負契約に関する不誠実な行為</p> <p data-bbox="1180 1307 2139 1372">建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性</p>

を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① (略)

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき(資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。)は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③～④ (略)

(4) (略)

(5) 一括下請負等

a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な軽減を行うこととする。

b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6)～(8) (略)

四 (略)

五 施行期日等

1～7 (略)

8 この基準は、令和3年9月1日から施行する。

を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

① (略)

② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき(資格要件を満たさない者を置いたときを含み、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。)は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

③～④ (略)

(4) (略)

(5) 一括下請負等

a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な軽減を行うこととする。

b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6)～(8) (略)

四 (略)

五 施行期日等

1～7 (略)

8 この基準は、令和3年9月1日から施行する。

9 この基準は、令和 4年 1月 1日から施行する。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。ただし、三 2 (3) ②主任技術者等の不設置等及び三 2 (5) 一括下請負等は、令和 3年 9月 1日以後に不正行為等が行われたものから適用し、同日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。

この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施行日前に行われた不正行為等に対する適用については、なお従前の例による。_____

